

令和5年度

第3次諫早市男女共同参画計画進捗状況報告

人権・男女参画課

第3次諫早市男女共同参画計画進捗状況報告について

この報告書は、諫早市男女共同参画推進条例第14条に基づき年次報告として公表するものです。

諫早市においては、平成30年3月に「第3次諫早市男女共同参画計画」（計画期間：平成30年度から令和9年度）を策定し、めざす将来像を「ともに生き ともに築く男女共同参画社会」と掲げ4つの基本目標のもと78項目の実施事業を定めています。

この計画をもとに、男女共同参画社会の実現に向けた施策を、家庭、地域、職場等で市民のみなさんと協力して進めて参りました。

本報告書は、令和5年度の事業実績を、関係各課等からの報告をもとに取りまとめたものです。

施策の体系

【将来像】 【基本目標】

【重点目標】

【施策の方向】

ともに生き
ともに築く男女共同参画社会



基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	1 政策・方針決定の場への女性の参画促進	(1) 審議会・役職等への女性の参画促進	1	各種審議会等への女性の参画促進	諫早市の審議会等の委員への女性の登用率が、令和9年度(2027年度)末までに40%以上となるように努める。当面の目標として、令和4年度(2022年度)末までに37.5%以上となるように努める。	人権・男女参画課	審議会等の委員への女性の登用促進事前協議をとおして、女性の参画促進に努める。 令和9年度末女性の登用率目標40%以上	審議会等を所管する部局と審議会等の委員への女性の登用について、事前協議を行い女性の参画促進を図った。 令和5年度末登用率 34.8%
			2	職場における女性職員の登用促進と啓発	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の必要性について、周知・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、女性職員の活躍を推進する。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	HP等で女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を掲載し情報提供を行った。 市民向けセミナーや女・男フォーラムにおいて、女性活躍についての情報提供及び啓発を行った。センター内においてポスター等の掲示を行い周知することができた。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	R5年度中は、国・県など関係機関から当該事業に関するポスター掲示等の依頼が無く、取組実績は無し。
						職員課	市の職員については、女性職員が将来のビジョンを明確にできるような、女性職員を対象とした研修への受講機会を設けることなどにより、女性職員の活躍の推進を図る。 特定事業主行動計画において、令和7年度に管理職の女性比率の目標を20%としている。	「女性のためのミドルマネジメント講座」や「女性職員ステップアップ研修」などの外部研修へ職員を派遣し、女性職員の能力向上と職務意識の高揚を図った。 令和5年度管理職の女性比率 13.4%
			3	地域社会での女性の参画促進に向けた啓発	地域活動に男女共同参画の視点を反映させるために、PTAや町内会・自治会等の各種地域団体に対して、女性の参画拡大についての啓発を行う。	人権・男女参画課	地域フォーラム実施委員会に女性委員の登用促進を図り、地域社会における女性の参画に向けた機運の醸成を図る。	地域フォーラム実施委員選出に際し、女性の登用を依頼し、地域フォーラム実施委員会委員39人中女性委員12人の登用につながった。登用率30.8%
						生涯学習課	啓発活動については、関係団体の実態調査と具体的な啓発方法を検討する。 公民館講座については、今後も継続して開催していく。	地域の各種団体の実態調査については、各種会合等において話を聞くなどしながら実態把握に努めた。 公民館講座については、地域内の女性に対し、女性の生き方や女性の人権についての啓発等についての内容の講座の開催を行うことができた。 [中央公民館]SDGsの学び場 [小栗公民館]生き方魅力アップ講座 [有喜公民館]防犯講座 [森山公民館]人権トーク&ライブ講座
			4	女性人材情報の充実	諫早市の審議会等の委員への女性の登用促進を図るため、様々な分野で活躍する女性人材を発掘し、人材情報を充実させるとともに、収集した情報を積極的に提供する。	人権・男女参画課	各部局の各審議会等の委員への女性登用率向上のため、人材情報を収集し提供する。	審議会等の委員名簿を収集することにより、各課からの女性委員候補の照会に対し、女性委員161名(令和6年4月1日時点)の情報を提供できる体制を整備した。

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
2 雇用の場における男女平等と女性活躍の推進	(1)雇用における平等な機会と待遇の確保		5	男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知	国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、男女雇用機会均等法と女性活躍推進法等の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	HP等で女性活躍推進法や取組を掲載し情報提供を行った。職場における機会及び待遇の差別防止やハラスメント防止に関するリーフレットを設置し周知を図った。市民向けセミナーや女・男フォーラムにおいて、女性活躍についての情報提供及び啓発を行った。
					企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	R5年度中は、国・県など関係機関から当該事業に関するポスター掲示等の依頼が無く、取組実績は無し。	
		6	諫早雇用・労務協議会の雇用促進活動の支援	新規学卒予定者に対する求人の確保、及び一般、高齢者、障害者等の事業所への雇用促進を図る。 ・大学等就職合同説明会の実施 ・経営者向け講習会、制度の説明 ・採用選考に関する説明会 ・長崎県内就職応援サイト「Nなび」の活用促進に向けた広報、周知	企業誘致課	地元企業の求人活動や従業員教育、障がい者の雇用促進など、地域の雇用と労働環境の向上を目指し、諫早雇用・労務協議会の活動を今度も継続して支援していく。	企業担当者・高校進路指導担当教諭との情報交換会、意見交換会、県内企業説明会、求人企業説明会等の活動を通じ雇用促進を図った。	
		7	女性の職業能力開発支援	女性が職業生活において活躍できるよう、職業能力と管理能力の育成と開発の支援のための講座等、学習機会の提供を行う。	人権・男女参画課	・女性起業塾開催(3回)受講者目標15人 ・再就職セミナー開催(4回)受講者目標15人	・女性起業塾(3回) 12人 ・再就職支援セミナー(3回) 18人	
		8	育児休業・介護休業制度の周知		国や県、関係機関などと連携し、事業主に対して、育児休業・介護休業制度の定着を図るために、普及・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	ワークライフバランス等についての情報提供及び啓発を行った。男性の子育てのためのリーフレット等を設置・配布し周知を図った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	R5年度中は、国・県など関係機関から当該事業に関するポスター掲示等の依頼が無く、取組実績は無し。
	(3)仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進	9	働き方の見直しの推進		ワーク・ライフ・バランスが図られるよう、長時間労働等の改善について普及・啓発を行う。 市の職員については、特定事業主行動計画に基づき、育児休業等の取得促進を図る。	人権・男女参画課	ワーク・ライフ・バランスをテーマに(地域)フォーラムを開催する。	ワーク・ライフ・バランスをテーマに次のとおり開催 ・女・男フォーラムinいさはや112人 ・女・男フォーラムin飯盛88人 ・女性活躍推進セミナー(高来)48人 ・男性の家事育児参画講座14人
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	国や県、関係機関と連携を図り、公共施設及び関係機関でのポスター掲示、配布用パンフレット設置等による周知・広報で啓発を図った。
						職員課	市の職員については、育児休業等に関する制度を庁内LANで全職員へ周知することにより、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場雰囲気醸成に努める。また、該当する職員に対して直接、育児休業等についてお知らせすることにより育児休業等の取得促進を図る。 特定事業主行動計画において、令和7年度末に、男性職員の育児休業取得率の目標を85%とし、男性の配偶者出産休暇の取得率の目標を90%としている。	男性職員の育児休業について、該当する男性職員及び所属長に育児休業の制度等を通知したほか、グループウェア上に子育て支援ハンドブックを掲載することにより、男性が育児休業を取得しやすい職場雰囲気醸成と育児休業の取得促進を促した。 令和5年度男性職員の 育児休業取得率 80.0% 配偶者出産休暇取得率 85.0%

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
3	多様な労働形態に応じた労働環境の整備	(1)男女がともに働きやすい労働環境の整備	10	農業・農村活性化支援	農業・農村を取り巻く課題を解決するために、農業経営の改善と所得向上を目指して、農業者が自らの発想で取り組む事業に対して支援する。 また、地域の資源を活用した加工、販売等の「6次産業化」にあたって意欲ある女性の取組を支援する。 ・地域の特性や資源を活かした特色ある農業の展開 ・新規作物や新品種の栽培 ・農畜産物を使った商品の開発・改良 ・農畜産物や加工品の販路開拓・拡大	農業振興課	農山村地域の活性化のため、6次産業化に取り組む農業者の支援を行う。 ・R5年度予定5団体	農山村地域の活性化のため、農業経営の改善や所得向上を目指して6次産業化(加工・販売など)に取り組む農業者を支援した。 ・新規品目の栽培研究を支援(1団体) ・販路開拓に向けたオリジナル箱の作成を支援(2団体) ・規格外品を活用した加工製造委託やラベル・Tシャツ等のPR資材の作成を支援(1団体)
			11	諫早雇用・労務協議会の労務管理等の改善活動の支援	事業主の労務管理の改善と従業員の福祉の向上を図る。 ・労務管理研修会の実施 ・新就職者研修会の実施 ・賃金実態調査の実施 ・先進地域、企業の視察研修など	企業誘致課	地元企業の求人活動や従業員教育、障がい者の雇用促進など、地域の雇用と労働環境の向上を目指し、諫早雇用・労務協議会の活動を今度も継続して支援していく。	求人企業説明会、資料等の送付による情報提供などを行った。
		(2)女性の経済的地位向上と労働条件の整備	12	女性の労働に関する情報提供	国や県、関係機関などと連携し、女性労働者の労働条件等について情報提供を行う。 ・男女雇用機会均等法の周知 ・労働基準法の周知 ・パートタイム・アルバイトの就労に関する社会制度の周知 ・労働者派遣法の周知	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスター等を掲示し情報提供を行う。	女性の再就職等のための相談窓口である県人材活躍支援センター「ウーマンズジョブほっとステーション」や「ハローワーク諫早マザーズコーナー」について情報提供を行った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	R5年度中は、国・県など関係機関から当該事業(女性の労働に特化)に関するポスター掲示等の依頼が無く、取組実績は無し。 ※男女を問わない労働基準法の周知、就労に関するポスター掲示等は有り
			13	家族経営協定の推進	女性も農家経営のパートナーとして、労働対価及び休日・休暇を均等に享受することにより、さらに労働意欲と活力を生み出し、安定的な農家経営につなげることが必要である。認定農業者制度では、これらの内容を家族協定として締結することを推奨するとともに、普及促進を図る。	農業振興課 農業委員会	認定農業者制度において、農業経営のパートナーである女性農業者との共同申請を推進するとともに、家族経営協定の締結についても関係機関と連携し、引き続き推進を図る。 ・R5年度目標 10件	認定農業者の経営改善の一環として、家族経営協定の締結や協定内容の見直しを行った。 ・R5年度実績 新規 1件 見直し 2件 合計 3件

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
	4 家庭・地域や社会活動への共同参画推進	(1)家庭生活での男女共同参画の推進	14	男女共同参画推進センター講座の開催	男女が家事や育児などの家庭的責任を果たせるよう、自立能力を高める講座などの学習機会の提供を行う。また、男性の意識改革や生活自立のための家事等実践講座を開催する。	人権・男女参画課	男性へ家事、子育て等への参画意識を啓発するため、料理講座を開催する。 ・受講者目標父子8組	父子でチャレンジ！野外クッキングinこどもの城 受講者14人(親子7組)
		(2)地域社会での男女共同参画の推進	15	地域活動における男女共同参画促進	地域活動への男女共同参画の必要性について啓発し、参画を促進する。また、地域活動を担う指導者への女性の参画を促進する。	人権・男女参画課	地域フォーラム開催(5地域)	地域フォーラム ・5地域 ・参加者:341人
			16	ボランティア活動支援	ボランティアの育成と活動を支援し、地域福祉の向上を図る。 ・ボランティア体験スクール、ボランティア教室の開催等 ・各種研修会、養成講座の開催等 ・活動費助成、保険料助成、研修会参加助成等 ・ボランティアコーディネーター設置等	地域福祉課	諫早市社会福祉協議会が実施するボランティアの育成と活動支援を目的とした事業に対し補助を行う。 ・センター機能強化事業(災害ボランティア養成事業、ボランティアコーディネーターの配置等) ・活動支援事業(ボランティア団体の活動支援、諫早市ボランティア連絡協議会の支援等) ・福祉意識の啓発(ボランティアによる使用済み切手整理等) ・養成事業(福祉体験学習サポーターの育成及び研修会の開催等)	・ボランティアの相談、斡旋及び活動支援 相談:91件 仲介:15件 ・ボランティアセンターへの登録 登録108団体、個人71人 ・プルタブ、使用済切手の収集 プルタブ:880kg 使用済切手:169件 ・各研修会の開催等 福祉教育のための講師派遣(福祉体験学習サポーター延べ47人)
			17	地域福祉活動の推進	諫早市社会福祉協議会が実施する、地区社協活動に対する支援及び福祉団体間の交流やネットワークづくり、その他地域福祉活動を推進する。	地域福祉課	諫早市社会福祉協議会が実施する地域福祉活動推進事業等に対し補助を行う。 ・地区社協活動推進事業(地区社協組織強化支援、見守りネットワーク事業推進、子育てサロン活動推進等)	・子育てサロン活動の推進 利用者延べ数 2,522人 ・諫早市社会福祉大会 約600人参加 ・ふれあいいきいきサロン 活動の支援 開設:159箇所 開催回数:延べ2,522回 ・地区社協会長会議の開催
		18	男女共同参画の視点からの防災対応	消防団活動をはじめとした地域消防防災活動への女性の参画を促進したり、女性に配慮した避難所運営など男女共同参画の視点にたった防災対応を推進する。	危機管理課	・防火訪問や防火防災の広報活動の通年事業については、引き続き目標達成に向け取り組みを継続する。 ・多様な防災講座へ積極的に参加し、防災知識を習得する。 ・新入団員の確保 ・男女共同参画の視点から女性に配慮した避難所運営及び備蓄品等を引き続き検討する。	・女性消防団員の独居老人宅への防火訪問、手話講座の受講 ・市防災訓練への参画 ・広報活動 ・乳児・妊産婦専用避難所の開設 ・避難所用備蓄品として女性に必要な避難所用備蓄品を増加した。 ・防災士資格取得を支援	

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
Ⅱ～安全・安心な暮らしの実現	5 女性等に対するあらゆる暴力の根絶	(1)女性等に対するあらゆる暴力防止対策の推進	19	暴力の根絶に対する意識啓発	あらゆる暴力の根絶を図るため、各種関連法、関係機関の情報を収集し、市民へ提供することにより、暴力の根絶に対する意識啓発を行う。	秘書広報課	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行う。 また、外部アドバイザーによる研修の一環の中で情報発信についての配慮の意識を全庁的に向上させていく。	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行った。 外部アドバイザーによる研修では、伝わりやすい文章やデザインの事例を用いながら研修を行い、職員の広報に対する意識向上を図った。
						人権・男女参画課	・ホームページに女性相談窓口の掲載 ・女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)期間中、本庁1階ホール、男女共同参画推進センターでパープルリボンツリー、パネル展示	女性に対する暴力をなくす運動期間中、本庁1階ホール、男女共同推進センターにおいてパープルリボンツリー、パネルを展示し、本庁来庁者5,208人、男女共同参画推進センター利用者78人に周知した。 また地域フォーラムにおいて成人向けDV防止講演会を実施し、周知を図った。
			20	相談業務の充実	あらゆる暴力に対応した相談窓口を充実させ、相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との連携に努める。	人権・男女参画課	・男女共同参画推進員への研修を行う。 ・女性相談窓口を土・日・祝日を含め開設 ・長崎県子ども・女性・障害者支援センター等の関係機関との連携を図る。	・男女共同参画推進員がDV根絶のための連続講座を受講 ・女性相談件数 75件 ・住民基本台帳事務における支援措置申出 1件 証明書等交付願 2件 ・相談事業周知カードを設置 ・HPに離婚についての手続き等について掲載
						市民相談室	・市民相談の業務として実施し、関係専門機関につなげる。 ・広報誌、市ホームページで相談窓口の周知を図る。	・市民相談の業務として実施し、関係専門機関につなげた。 ・広報誌、市ホームページで相談窓口の周知を図った。
						子育て支援課	子ども家庭支援員と家庭相談専門員を配置し、児童相談所、保健所、学校、警察及び児童委員などと連携を密にし、児童福祉法に関する専門的技術を必要とする相談業務を行う。	・国の補助金を活用し、こども家庭総合支援拠点として相談支援体制の強化を図った。 ・諫早市要保護児童対策地域協議会に位置付けられた個別ケース検討会議等を適宜開催し、各関係機関と連携しながら相談業務を行った。 ◎相談件数実績 215件
						地域包括ケア推進課	高齢者の生活を支える総合機関である地域包括支援センターを設置し、介護や健康のこと、権利を護ることなどの相談に、主任ケアマネジャー・社会福祉士、保健師などの専門職が対応し総合的な支援を行う。	地域包括支援センター5カ所にて ・総合相談 5,064件(延) ・地域情報把握 175件(延) ・高齢者虐待対応 33件(実) ・消費者被害対応 5件(実)
		学校教育課	「心のケア相談員事業」と「心の教室相談員事業」の二つの事業を「心の相談員事業」に統合し、市内小中学校42校に20名の心の相談員を計画的に配置する。	心の相談員来室件数15,589件(前年度より697件増加)、相談件数2,237件(前年度より896件減少)となっている。				
		21	住民基本台帳事務における支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる支援措置対象者にかかる住民情報を保護するため、住民票の閲覧及び住民票と戸籍の附票の交付制限を行うとともに、関係機関との連携に努める。	市民窓口課	関係機関及び関係部局と連携し、被害者情報の保護を図る支援措置を実施する	支援措置申出者に係る住民票、戸籍の附票の交付制限を実施したこと。また、住民票の交付制限情報を関係部局へ提供したことにより、支援措置申出者の住民情報の保護を行った。	
		(2)各種ハラスメントの防止対策の推進	22	各種ハラスメントの防止対策の啓発活動	国や県、関係機関などと連携し、家庭や職場におけるセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止対策の周知・啓発を行う。	人権・男女参画課	国や県等と連携を図り、ポスターを掲示し情報提供を行う。	セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントに関する啓発冊子を設置し、情報提供及び啓発を行った。
						企業誘致課	国や県、関係機関などと連携し、ポスター掲示等により情報提供を行い、意識啓発に今後も努めていく。	R5年度中は、国・県など関係機関から当該事業に関するポスター掲示等の依頼が無く、取組実績は無し。

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
	6 生涯を通じた健康づくりの推進	(1)妊娠・出産・子育て期における健康づくり支援	23	妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援体制の整備	母子の健康の保持増進を図るため、切れ目ない保健対策を実施する。	すくすく広場	母子健康手帳交付 子育て支援ガイドの配布 両親学級の開催 母親学級の開催 妊婦健康診査 妊婦歯科健診 特定不妊治療助成事業 産後ケア 子育て世代包括支援 産婦健康診査	母子健康手帳交付数 782件 子育て支援ガイドの配布 1044件 両親学級の開催 24回296人 母親学級の開催 12回89人 妊婦健康診査 10,262件 妊婦歯科健診 271件 特定不妊治療助成事業 2件 産後ケア 363件 子育て世代包括支援 1,805件 産婦健康診査 1,393件
		(2)乳幼児期から青年期における健康づくりの推進	24	乳幼児期の健やかな成長、発達の促進	乳幼児期の健康増進を図るため、健診や相談、教育、家庭訪問、予防接種等を行う。	すくすく広場	【予防接種】 予防接種の実施により、感染症への感染予防、発症や重症化予防、感染症のまん延を予防する。 【母子保健事業】 新生児聴覚検査 母子訪問 乳児健康診査 乳児相談・離乳食教室 幼児健診 歯科健康診査 フッ化物洗口 発達専門相談、発達集団指導 5歳児相談	【予防接種】 予防接種(子ども) ・定期接種 26,101件 ・インフルエンザ 10,450件 【母子保健事業】 新生児聴覚検査 772件 母子訪問 2,202人 乳児健康診査 1,503件 乳児相談・離乳食教室 65回1,098件 幼児健診 1.6か月 46回 1024人 3歳 45回 1137人 2歳6か月児歯科健康診査 789件 フッ化物洗口 19園 732人 発達専門相談 44回 123人 発達集団指導 23回 66組 5歳児相談 269人
			25	地域における子育て支援	母子保健の向上と子育て支援を進めるために、地域での母子保健推進員活動を推進する。	すくすく広場	・母子保健推進員活動 ・市や県開催の研修会参加	・母子保健推進員活動 訪問561件、電話1,405件、声かけ601件、事業協力396件 ・市や県開催の研修会参加 2回59名

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績	
(3)成人・高齢期における健康づくり支援			26	地域・関係団体との連携による総合的な健康づくり推進	一人ひとりが積極的に健康づくりに取り組むため、健康づくり推進協議会、食生活改善推進協議会や運動普及推進員協議会などが、家庭や地域、職域において健康づくり運動を進める。	健康推進課	関係団体との協働により健康づくり運動を推進する。 ・健康づくり推進事業 ・食生活改善推進事業 ・運動普及推進事業	・健康づくり推進事業 いさはや健康フェスティバル 1回 650人 健康いさはや21事業 58回 参加者14,004人 ・食生活改善推進事業 伝達活動 13,479回 参加者50,512人 ・運動普及推進事業 実践活動 817回 参加者6,413人	
			27	生涯スポーツの推進	生涯スポーツ・レクリエーションを通して気軽に体力づくり、健康づくりに取り組める機会を提供し、健康増進を図る。	スポーツ振興課	諫早市民生涯スポーツ大会の実施	2023諫早市民生涯スポーツ大会を開催 開催日：令和5年11月3日 参加者：427人 実施競技：11種目	
			28	成人期の健康づくり	成人期の健康づくりを推進するため、生活習慣病予防のための健診や普及・啓発を行う。	健康推進課	がん検診等の各種検診及び生活習慣病予防についての健康相談、健康教育の実施	がん検診等の各種検診及び生活習慣病予防についての健康相談、健康教育の実施	がん検診等各種検診及び生活習慣病の予防等についての健康相談、健康教育を実施した。 諫早市がん検診等 34,922件 健康相談 2,014人 健康教育 9,828人
					生活習慣病を予防するため、内臓脂肪型症候群に着目した特定健康診査及び特定保健指導を実施する。	健康推進課	(目標値) 特定健診受診率：50% 特定保健指導実施率：50% (受診率・実施率向上の取組) コロナ後の新しい受診勧奨事業、特定保健指導を実施する。	・特定健診 39.3% ・特定保健指導 27.7% ※受診率、実施率は令和6年4月末時点	
29	高齢期の健康づくり	住み慣れた地域でいつまでも生き生きと生活できるよう支援するために、介護予防の普及・啓発を行う。	地域包括ケア推進課	フレイル予防を目的とした介護予防教室を継続し、教室終了後も自主活動として継続できるよう委託事業所、地域包括支援センターとの連携を行う。	・介護予防教室 教室数：25か所 開催回数：292回(天候不良により7回、施設設備不良により1回開催中止) 参加者数：3,530名 自主活動へ移行したグループ：7か所				

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
7	安心して暮らせる環境の充実	(1) 貧困・高齢・障害等により困難を抱えた人への支援	30	シルバー人材センター支援	シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の積極的な人材活用と就業機会の提供による社会参加を促進する。	企業誘致課	シルバー人材センターの組織強化の充実、会員確保と事業開拓、普及啓発活動などの運営事業に対する支援を行い、高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進を図る。	シルバー人材センター運営補助 補助金交付 18,000千円 諫早市長、市議会議長への要望活動支援 会員数 409人 受注件数 2,608件
			31	地域福祉活動の支援(ふれあいいきいきサロンへの助成)	ふれあいいきいきサロンへの助成により、一人暮らしや家に閉じこもりがちな高齢者に寄り合いの場を提供し、社会的孤立感の解消や心身機能の維持向上、互いに助け合う精神の高揚を図る。	地域包括ケア推進課	地区の自治会を中心にボランティアや民生委員・児童委員、福祉協力員等の自由な発想で企画し、自主的に運営する「ふれあいいきいきサロン」に対してその開催経費と参加者等の保険代を助成する。	・ふれあいいきいきサロン サロン数:159か所 活動回数:2,522回 参加者数:21,104人
			32	養護が必要な高齢者の施設入所措置	環境上の理由又は経済的な理由により自宅では養護が受けられない高齢者に対し、養護老人ホームでの安心した生活を提供する。	地域福祉課	環境上及び経済的理由により、在宅において生活することが困難な高齢者を養護老人ホームに入所させ、高齢者の生活を支援する。	・平均入所者数70人 ・3月末入所者数67人 ・7施設 ・延べ838人
			33	上山荘・上山荘南館での生きがいづくりの推進	高齢者の人生を楽しく有意義なものとするための各種教養講座を開催するとともに、ふれあいや憩いの場を提供する。	地域福祉課 地域包括ケア推進課	フレイル予防を目的とした介護予防教室を継続し、上山荘の利用者をフレイル予防を目標とした介護予防教室に繋げるよう、委託事業所、地域包括支援センターとの連携を行う。	・介護予防教室 12回開催 65名参加
			34	老人クラブ活動の支援	老人クラブ連合会、単位老人クラブへの助成により、高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康づくり等の活動の支援を行う。	地域福祉課	老人クラブ連合会、単位老人クラブの社会参加活動を支援する。 ・111クラブ ・6,100人	ひとり暮らし高齢者への友愛訪問活動、高齢者施設等への訪問奉仕活動、環境美化活動、世代間の相互理解促進、郷土芸能等の伝承普及、健康増進活動等 ・105クラブ ・5,579人
			35	緊急通報体制等の整備	一人暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切に対応するための支援体制を確保し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援する。	地域福祉課	日常生活に不安があるひとり暮らし高齢者等にGPS機能付き緊急通報装置を貸与し、その機能による常時の位置確認、緊急通報での家族への連絡や警備員の駆けつけ対応等を行う。	・年度末利用者数74人
			36	バリアフリー化の推進	「バリアフリーのまちづくり基本指針」を基に、ハード、ソフト両面からのバリアフリー化の推進を図り、今後のまちづくりの重要な課題となっている障害者等の自立と社会参加を促進する。	企画政策課	市職員を対象としたバリアフリーに関する研修会等を実施し、職員のバリアフリーに関する理解を深める。	市職員を対象としたバリアフリー研修を実施した。 (12/14)視覚障がい者体験研修 参加者:24名
						障害福祉課	・障害及び障害のある人への理解を深めるために市民参加型イベントの充実及び必要な情報の周知啓発など広報活動に努める。 ・日常生活用具給付事業で居宅生活動作補助用具(住宅改修費)や障害の特性に応じた意思疎通支援を支援する用具を支給し自立と社会参加に努める。	・ふれあいと交流のつどい 日時:令和5年10月28日(土) 場所:アエル栄町通り 来場者:3,000人 ・日常生活用具給付事業 (3,248件、事業費35,567,449円)
			37	生活保護(最低生活費の保障)	困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者への出産に対して扶助を行う。	保護課	出産に要する費用を他法・他制度で賄うことが出来ない被保護者に対して扶助する。 出産の前後に生じる臨時的な需要に必要な一時扶助について周知を行う。	生活保護法以外(他法)で対応可能な場合は、他法・他制度優先の観点から他法を優先しているが、令和5年度における実績はなかった。 また、生活保護法による出産扶助(令和5年度予算60万円)についても実績なしであった。
38	就学援助	教育の機会均等の立場に立ち、可能な限りの教育的支援を行うことで、子どもたちが、安心して教育を受けられるよう、夢と希望を持って成長していけるような教育環境づくりを推進する。	学校教育課	引き続き、教育の機会均等の確保のため子どもたちが安心して学習できる環境づくりに取り組む。	子どもたちが安心して学習できる環境づくりを推進するために引き続き事業を実施した。			

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績	
		(2)ひとり親家庭等の自立支援	39	ひとり親家庭等自立支援推進	<p>専門の相談員を配置し、ひとり親家庭等に対し、その生活の安定と向上のために必要な実情の把握に努め、相談に応じ、調査指導を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。また、就業相談を通じてひとり親家庭の自立支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に必要な情報提供 ・福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導 ・自立支援給付金制度の周知による就労支援 	子育て支援課	<p>母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親・寡婦家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うとともに、福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導を行う。</p> <p>また、自立支援教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立プログラム策定数 70件 ・自立支援教育訓練給付金 4件 ・高等職業訓練促進給付金 20件 ・高等職業訓練修了支援給付金 8件 	<p>母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親・寡婦家庭の相談に応じ、自立に必要な情報提供やハローワークと連携した就労支援を行うとともに、福祉資金の貸付及び貸付金の償還指導を行う。</p> <p>また、自立支援教育訓練給付、高等職業訓練促進給付金等の各種制度の周知を図り、ひとり親家庭及び寡婦家庭の福祉の向上を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立プログラム策定数 32件 ・自立支援教育訓練給付金 1件 ・高等職業訓練促進給付金 16件 ・高等職業訓練修了支援給付金 5件 	
			40	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施	<p>ひとり親家庭等が疾病等や社会的な事由により一時的に生活援助サービス若しくは保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣し、必要なサービスを提供することで、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。</p>	子育て支援課	<p>(対象者) 母子、父子及び寡婦世帯 (内容) ◎生活援助サービス:対象者の居宅で家事・介護等のサービス提供 ◎子育て支援サービス:家庭生活支援員の居宅や講習会会場で保育等のサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用見込日数 71日 ・利用見込時間数 276時間 	<p>(対象者) 母子、父子及び寡婦世帯 (内容) ◎生活援助サービス:対象者の居宅で家事・介護等のサービス提供 ◎子育て支援サービス:家庭生活支援員の居宅や講習会会場で保育等のサービス提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用日数 39日 ・利用時間数 73時間 	
			41	児童扶養手当の支給	<p>父母の離婚などにより、父親又は母親と生計を同じくしていない児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までが対象、一定の障害を有する20歳未満が対象)を監護しているひとり親又は養育者に児童扶養手当を支給することにより、家庭の生活の安定と自立の促進を図る。</p>	子育て支援課	<p>ひとり親家庭等の親または養育者に児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 8,136人 ・一部支給停止 6,900人 ・2子加算 4,488人 ・3子加算 2,004人 	<p>ひとり親家庭等の親または養育者に児童扶養手当を支給する。(所得制限あり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全部支給 7,765人 ・一部支給停止 6,560人 ・2子加算 6,015人 ・3子加算以降 2,212人 	
			42	ひとり親家庭等福祉医療費の支給	<p>母子家庭における母と子、父子家庭における父と子及び寡婦等に対して、医療費の一部を支給することにより、福祉の増進を図る。</p>	子育て支援課	<p>離婚又は死別などによりひとり親家庭となった方(母又は父及びその子)で所得が一定範囲の方に、かかった医療費(保険診療分)の一部を支給し、継続的に支援していく。 また、市報やホームページで制度の周知を図り、資格の認定申請を促す。</p>	ひとり親家庭等福祉医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・支給件数 21,523件
			43	市営住宅入居の優遇措置	<p>母子家庭の母若しくは父子家庭の父の市営住宅入居の際の優遇措置により自立を促進する。</p>	建築住宅課	<p>母子家庭に係る市営住宅入居の優遇措置として、母子のみが応募できる住宅(1棟16戸)を設置していること、及び市営住宅の入居者の選考に当たり、母子家庭の母若しくは父子家庭の父が、住宅区分が「一般」の住宅へ申込みを行った場合には、優遇措置として抽選玉を追加している。これらの優遇措置を、今後も引き続き継続していきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度募集住宅数 全100戸 ・うち、母子のみが応募できる住宅に申込みをした世帯 1世帯(当選後辞退) ・住宅区分「一般」に対し申込みを行った母子家庭の数 23世帯 ・この23世帯のうち、住宅に当選した数 14世帯(随時募集 3世帯を含む)(当選後の辞退1世帯) ・なお、父子家庭の申込みはなかった 	

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	8 男女共同参画の実現に向けた支援	(1) 育児・保育の環境整備	44	こどもの城の運営	恵まれた自然環境の中で、子どもたちの主体的な活動、子ども相互の交流、家族その他子どもたちを見守る人々との交流等を通して、子どもたちの生きる力を培う。	こどもの城	<ul style="list-style-type: none"> ○子どものための体験活動事業 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの発達段階を考慮した活動の提供 ○大人の学び啓発事業 <ul style="list-style-type: none"> ・親や指導者のコミュニケーションに関するワークショップの実施 ○大人のための子育て応援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・教育関係機関等に出向いてのプログラムの展開 ・親の語り合いやカウンセリングの場を提供 <p>【目標値】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カウンセリング未対応件数 0件 	来館者とのふれあいや親同士が関わり合う場の提供、個人的なカウンセリングを通して、子育て中の親等への心理的な支援を実施した。 日々の子育てに追われる親の心に寄り添う対応や親同士をつなぐ場の提供を行った。 ・カウンセリング未対応件数 0件 (カウンセリング件数 27件)
			45	地域子育て支援センターによる支援	育児に対する不安等の相談・指導、親子の交流の場の設置及び子育てに関する情報発信などを行い、子育てを支援する。	すくすく広場	すくすく広場が中心となり、子育て親子の交流の場の提供と促進、子育て等に関する相談・援助、地域の子育て関連情報の提供等を行う。	センター名 R5利用者 R5相談数 ・すくすく広場 9,336名 1,204件 ・くるみの家 3,040名 549件 ・ほしのこ 4,236名 679件 ・ほっとルーム 718名 15件 ・いちご 4,109名 73件 ・ぱれっと 1,915名 30件 ・アイアイ 961名 20件 合計 24,315名 2,570件
			46	いさはや子育てネットによる支援	子育て環境の充実を図るため、子育て情報専用ウェブサイト「いさはや子育てネット」を開設し、子育て世代のニーズに応じた情報を随時分かりやすく発信する。	子ども政策課	子育て世代の多様なニーズに対応しながら、情報をわかりやすく発信する。	・年間アクセス数 114,642件 ・月平均 9,554件
			47	子ども福祉医療費の支給	中学生までの子どもの医療費の一部を支給することにより、経済的、精神的負担を軽減し、子育てを支援する。	子育て支援課	子ども(高校生世代まで及び満20歳未満の高校生)を対象に、かかった医療費(保険診療分)の一部を支給することで、経済的、精神的負担を軽減し、継続的に支援していく。また、市報やホームページで制度の周知を図り、資格の認定申請を促す。	乳幼児福祉医療費 ・支給件数 104,130件 小中学生福祉医療費 ・支給件数 105,354件 高校生世代福祉医療費 ・支給件数 7,939件 高校生世代は、令和5年4月受診分から償還払いを開始した
			48	出産育児一時金の支給	出産等に係る保険給付を行うことにより被保険者の負担を軽減する。	保険年金課	今後も引き続き、被保険者の利便性向上と負担軽減を図るため、医療機関等への直接支払制度を実施する。 [参考] 令和5年度当初予算計上件数 118件	医療機関への直接支払制度 49件/61件 医療機関等への直接払いを実施した数(49件)/令和5年度国民健康保険被保険者における出産数(61件)

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
		(2)働く男女の育児・介護支援	49	教育・保育事業の充実	保護者のニーズに応じた「子どものための教育施設」又は保護者の就労等保育の必要性に応じた「子どものための保育施設」の提供を行う。 また、保育の必要性の多様化に対応し、延長保育や休日保育などの特別保育の提供を行う。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における施設型給付事業及び特別保育事業(延長保育、休日保育)に加え、市独自の特別保育事業(障害児保育、ホリデイ保育)を実施する。	延長保育 50か所 休日保育 3か所 延べ694人 障害児保育 42か所 延べ1,812人 ホリデイ保育 4か所 延べ74人
			50	一時預かり事業の充実	保護者のパートタイム就労や疾病・出産などにより保育が一時的に困難となった乳児又は幼児について、保育所や認定こども園又は幼稚園等において、一時預かりを行い、保護者の子育てに伴う肉体的又は心理的な負担の解消を図る。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における特別保育事業(一時預かり)に加え、市独自の特別保育事業(一時保育)を実施する。	34か所 延べ43,605人
			51	病児保育の充実	小学生以下の児童が病気やその回復期で、集団保育が困難な期間、一時的に医療機関付設の専用スペースで預り、保護者の就労と子育てを支援する。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一環。 市内2か所の小児科医院に委託し、病気中のおおむね生後4か月から小学生までの児童を保育する。 ・利用者見込数1,630人	2か所 1,182人 ・ぞうさんルーム(前田小児科)1,156人 ・びっきーハウス(ますだ小児科)26人 ※R5.6.2～R6.3.31 びっきーハウス休止
			52	学童保育の充実	就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の子育て・仕事の両立を支援する。	こども政策課	子ども・子育て支援新制度における地域子ども・子育て支援事業の一環。 ・23小学校区 52クラブ ・登録児童数 2,311人 ・障害児受入 74人(30クラブ)	①23小学校区 52クラブ ②登録児童数 2,265人 ③障害児受入 81人(31クラブ)
			53	介護サービスの提供	介護が必要となった高齢者等へデイサービスやヘルパーの訪問など在宅系(自宅や居住系施設)のサービス、特別養護老人ホームや老人保健施設などの介護保険施設に入所して受けるサービス、グループホームなどの地域密着型サービスによる介護保険の給付を行うことにより、家族の介護負担の軽減を図る。	介護保険課	地域包括ケアシステムの構築を推進する中で、適正な水準を維持できるよう需要と供給の関係に留意しつつ、介護家族等の負担軽減の必要性も踏まえ、安心した生活を継続できるよう配慮しながら進める。 (事業計画) 令和5年度事業費13,185,044千円	居宅サービス等5,144,101千円 施設サービス3,126,601千円 地域密着型サービス2,762,660千円 高額介護サービス274,020千円 特定入所者介護サービス258,377千円 その他諸費12,450千円 計11,578,209千円
		(3)介護に関する制度の充実と基盤整備	54	介護保険制度の着実な実施	介護保険事業計画に基づき、適正な介護サービス基盤の整備を図る。	介護保険課	認知症対応型共同生活介護施設を整備し、適正な介護サービス基盤の整備を図る。	第8期介護保険事業計画に基づく基盤整備に向け、地域密着型サービス運営委員会を2回開催した結果、施設整備実施法人を決定し、施設整備することができた。

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
9	教育・学習による男女共同参画の推進	(1)学校・社会における教育・学習の推進	55	人権教育の推進	女性の人権を守る意識の基礎となる、人権教育を中心に、様々な基本的人権に関する教育の推進を図るため、市立小中学校において、意識啓発のための集会、ビデオ上映等を開催する。各学校においては、ハラスメント相談窓口を設置する。	学校教育課	人権教育の推進を図るため、市内小・中学校において、社会科や道徳科で人権教育をどう進めるかについての諫早市教委主催の人権教育研修会を実施する。	人権教育の推進を図るため、市内小・中学校において身近な人権教育を高めるため、市教委主催の人権教育研修会を実施した。
			56	男女平等教育の推進	児童生徒の発達段階を考慮し、各教科・特別の教科 道徳・特別活動を通じて男女平等の精神を培う。また、教員研修においては、男女平等の教育に関する内容を取り上げ、指導現場における実践化を図る。	学校教育課	男女平等教育の推進を図るため、市内小・中学校において、社会科や道徳科で人権教育をどう進めるかについての諫早市教委主催の人権教育研修会を実施する。	男女平等教育の推進を図るため、市内小・中学校において、道徳科や他教科等と取り組む、人権標語コンクールと男女共同参画キャッチフレーズ募集を共同で実施した。
			57	職場体験学習の開催	市立中学校において、性別にかかわらず望ましい職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力・態度を育成するため、学校・地域・産業界等が連携して体験的な進路学習を研究し、全中学校で実施する。	学校教育課	引き続きキャリア教育の一環として市立全14中学校で職場体験学習を実施することで子どもたちに職業観、勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけ、主体的な職業選択能力を育成する。	市立全14中学校で職業講話や職場体験活動を実施
			58	思春期保健教育の推進	性に関する指導、薬物乱用防止に関する指導を実施する。	学校教育課	全ての小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、外部機関や薬剤師会と連携を図りながら、薬物乱用防止教育を充実させる。	市立小・中学校で42校中41校で実施。1校は、5・6年生が複式学級のため、隔年での開催。
			59	高齢者講座の開催	男性の家事参画による生活力の向上、DV防止等について意識啓発を行う。 また、男女ともに、高齢者が個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課	高齢者の生きがいづくりの強化。 これまでの経験や公民館講座等で培ったスキル等を地域へ還元できるよう促す。 高齢者大学等の講座の中で、市の施策等の説明を行い、無理なくできる地域貢献について情報を提供する。	高齢者対象講座を166回実施し、4,227名が参加。 [小野公民館]小野大学～小野公民館文化祭～ [長田公民館]みのり会館フェスタ [田結公民館]高齢者出前講座 [小長井公民館]シルバー大学
			60	成人講座の開催	男性の家庭参画、ワーク・ライフ・バランス、働き方改革など男女共同参画の視点に基づく講座を実施する。 また、男女ともに、個々の持ち味を活かし、地域で活躍できるように人材育成の講座を企画する。	生涯学習課	「リカレント教育」の必要性から、仕事や家庭に役立つ講座の開催。 仕事や育児、家庭生活に追われる世代に、楽しみを提供できる講座の開催。	自身の仕事などに活用できる内容の「リカレント教育」に関する講座の企画・開催については不十分であるが、趣味などの生きがいを見出すきっかけとなる内容の講座については、社会人が参加しやすい日程での実施に努めるなどし、企画・開催することができた。 [小栗公民館]生き方魅力アップ講座 [有喜公民館]カヌー体験講座 [多良見公民館]明生教室
			61	青少年講座の開催	子供たちの生きる力を育むために、土日、祝日や長期休業日を利用して、集団による体験講座や学習講座を実施したり、地域の大人との関わりを促進しながら、将来の諫早を担う、たくましく、コミュニケーション力の高い子どもたちを育成する。	生涯学習課	通学合宿の再開と子ども体験活動をコロナ禍前までの利用数に戻す。 通学合宿については、再開に向けてのサポートを行う。 子ども体験活動については、補助金のPR活動の強化と、利用者へのサポートを強化する。	・通学合宿 実施団体数 6団体 参加人数 94人 ・子ども体験活動支援事業 実施団体数 14団体 参加人数 510人 令和4年度同様「学級委員研修会」で子ども体験の説明をおこなった。
			62	女性講座の開催	男女共同参画の実現に向け、女性たちが自分の意欲や能力を活かし、充実した生き方や働き方ができるよう、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍促進を視野に入れた、スキルアップ講座の開催に努める。また、地域における女性リーダーを養成するための講座を実施する。	生涯学習課	女性、男性問わず、ワークライフバランスに関する講座の開催。 男性の女性への理解が、女性の社会参画や活躍への協力を繋がるものと考え、双方の理解に繋がる講座の開催。 気持ちも身体もリセットできるような、癒しの講座の開催から仲間作りに繋げる講座の開催。	[小栗公民館]読書活動推進講座 開催数 7回 受講者数 56人 [小野公民館]小野公民館図書室を日本一にする講座 開催数 10回 受講者数 87人 [本野公民館]あつまれママ 開催数 6回 受講者数 66人 [伊木力公民館]健康体操教室 開催数 1回 受講者数 10人 [飯盛公民館]わたしのティータイム 開催数 2回 受講者数 31人
			63	家庭教育講座の開催	男女共同参画の視点に立った子育てを学習し、家庭教育は父母の共同責任であるとの認識をもった親としての教育力を高め、子どもの健やかな成長を図るための学習を行うとともに、子育てに関する情報交換やネットワークづくりを行う。	生涯学習課	母親と父親が共同で家庭を作っているという認識を再確認できる講座の開催。 育児をする保護者が、孤立し、子どもの虐待などに繋がらないよう、保護者をサポートする講座、育児や家庭生活に一息つけるような講座を開催する。	[中央公民館]家庭教育講演会 開催数 1回 受講者数 35人 [小野公民館]赤ちゃん、いらっしゃーい 開催数 2回 受講者数 20人 [西諫早公民館]親子で学ぶ浴衣着付け教室 開催数 1回 受講者数 14人 [田結公民館]夏休み親子講座「海辺の生き物観察」 開催数 1回 受講者数 24人
64	出前講座の開催	地域の団体やグループの活動の場及び企業等に出向き、男女共同参画意識の啓発のための基本的な内容の講座を行う。	人権・男女参画課	民生委員等の会議の場において、女性相談窓口や男女共同参画に向けた取組の周知を行う。	・民生委員会長会議 17人 ・人権擁護委員会 35人			

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
		(2)配偶者等からの暴力防止のための予防教育の推進	65	デートDV防止講座の開催	パートナーとの対等なあり方を伝え、人権を尊重する意識の啓発を推進するため、市内中学生を対象に講座を開催する。	人権・男女参画課	主に中学生を対象に市内9中学校において実施	・実施中学校9校 ・受講者1,173人
	(3)子どもの安全安心な環境の確保と健全な成長の推進		66	有害環境の浄化対策の推進	性犯罪・売買春、家庭内暴力等女性に対する暴力を誘引する恐れがある有害図書・玩具の販売等を立入調査し巡回指導を行う。また、有害図書類回収のため白ポストを市内に設置し、投函物を毎月回収する。	少年センター	立入調査の実施 ・年2回実施 ・立入調査研修を実施し、新たに1名の調査員を育成 有害図書回収の実施 ・白ポスト内有害図書類の回収を月1回実施	○7月と11月に立入調査を実施した。市内全コンビニエンスストアや書店等を訪問し、有害図書の販売における区分陳列と、青少年に販売しないよう協力を求めた。携帯電話販売店では、青少年へのフィルタリング設定の必要性について確認、依頼した。 ○12月まで月1回、1月からは隔月1回、白ポスト内有害図書類を回収した。月平均36点ほどの有害図書、DVD等を回収した。 ○4月1日付配属された所員(少年センター所長)を「諫早市における長崎県少年保護育成条例に基づく立入調査要領」に基づく立入調査員に指定するために、4月に研修用資料及びDVDを使用し、前年度立入調査担当者が講師となり研修会を実施した。
67			メディア(インターネット等)に対する安全教育	PTAや健全育成会、子ども会など子どもの育ちに関わる様々な関係団体の研修会にメディア安全指導員を派遣し、ゲームやケータイなどメディアの安全安心な使い方について伝える。	生涯学習課	関係団体対象の研修会等において「メディア安全指導員派遣」について周知を図るとともに、こども政策課と連携した保育園等への周知も行いながら、保育園等での1回以上の開催を目指す。また、目標値を年間35回以上開催し、7,000人以上の実績を目指す。	校長研修会、副校長・教頭研修会、学級委員研修会、PTA会長研修会等において、機会があるごとに周知を図ることができた。そこから保育園にも広がりを見せ、園にて1回の指導員の派遣を行うことができた。また、年間で36回、7,069人の受講者へメディアの安全な使い方を伝えることができた。	
10			男女共同参画意識の啓発・普及の推進	68	意識調査・実態調査の実施	各種イベント時に、男女共同参画に対する市民の意識と実態についての調査を実施する。	人権・男女参画課	ひとひと参感日やフォーラム等、各種イベント時に市民アンケートを実施
69	広報による意識の啓発	刊行物等における文章やイラスト等の表現方法に対する配慮や、様々な情報を提供し、男女共同参画社会形成のための啓発を行う。 ・啓発誌の発行、「広報いさはや」、市ホームページへの掲載 ・新聞、ケーブルテレビ、FMラジオ等の活用		秘書広報課	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行う。また、外部アドバイザーによる研修の一環の中で情報発信についての配慮の意識を全庁的に向上させていく。	関係課から発信依頼のあった情報を、市民に分かりやすく、適切な表現となるよう配慮し、発信を行った。外部アドバイザーによる研修では、伝わりやすい文章やデザインの事例を用いながら研修を行い、職員の広報に対する意識向上を図った。		
70	イベント・学習会の開催	人権を尊重し、平和で豊かな男女共同参画社会を実現するため、推進団体・企業等との連携によるフォーラム、講演会、セミナー等を開催する。		人権・男女参画課	・ひとひと参感日開催 ・女・男フォーラムinいさはや開催 ・地域フォーラム開催(5地域) ・女性活躍推進セミナー	・ひとひと参感日30人 ・女・男フォーラムinいさはや112人 ・地域フォーラム(5地域)341人 ・女性活躍推進セミナー48人		
71	図書による意識の啓発	男女共同参画、男性問題、女性問題をテーマとした本の展示を行う。 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせた本の展示		生涯学習課 市立図書館	・男女共同参画、男性問題、女性問題、LGBTQに関する資料の購入 ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、本を展示し周知を図る。 ・LGBTQ、男性の育休取得についての講座を開催し、合わせて本を展示し周知を図る。	・男女共同参画、男性問題、女性問題、LGBTQに関する資料購入(28冊) ・男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせた本の特集展示を行い、周知を図った。 ・パスファインダー「LGBTQの本を探すには」を作成し、手に取りやすところに設置 ・「育休パパの子育て座談会」の開催(30人参加) ・「多様性と可能性について考えてみませんか？LGBTQについて思うこと」の開催(55人参加)		

基本目標	重点目標	施策の方向	番号	事業名	目的及び内容	所管課	取組計画と目標	令和5年度取組実績
			72	情報の収集と提供	男女共同参画に関する最新情報を収集し、市民に提供する。	人権・男女参画課	新聞記事をスクラップし、情報提供に努める。	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進センター多目的ルームにおいて、記事のスクラップを内容ごとに分類し自由に閲覧できるよう整備した。 若年層の性暴力被害予防月間、女性に対する暴力の相談窓口の情報を掲示し周知した。 離婚についての手続き等の情報をHPに掲載した。
	11 国際交流と国際理解の推進	(1)国際交流・国際理解の推進	73	国際理解教育の推進	本市小中学校における外国語教育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成、国際理解を促すことを目的に、外国語指導助手を招致し、生の英語、異なる文化を体験的に学び国際感覚を身につけさせる。	学校教育課	ALTを2人増員し、10人体制で市内小・中学校42校の英語授業に当たる。増員することで、ALT一人当たりの授業時数を軽減することができ、学級担任や英語科教員との打ち合わせの時間及び教材づくりの時間を増やすことができる。 また、ALTが学習指導要領を学ぶ機会を設け、ALTの組織体制を強固なものとし、学び合いを促す。	ALTを10名任用(令和4年度から2名増)。市内小・中学校全42校に計画的に配置する。
74			国際交流の推進	文化や歴史、習慣などの違いから、お互いを認め合い、自己の認識や考え方を顧みる機会として、市民主体の国際交流を推進する。	企画政策課	市民国際交流団体の中心団体である「いさはや国際交流センター」と連携を密にするとともに、他の民間団体と連携を図り、市民主体の国際交流推進を図る。	市民国際交流団体の活動の中心である「いさはや国際交流センター」によって、国際交流フェスタや国際理解講座、ALTとの交流会など多くのイベントが開催された。	
75			庁内推進体制の整備	副市長を会長に、教育長、上下水道局長、各部長を委員とする男女共同参画庁内推進委員会や委員が指名した職員で構成する幹事会の機能を充実し、関係部局間の連携を図り、職員一人ひとりが男女共同参画に対する認識を深めることができるよう職員研修や情報提供の充実を図る。	人権・男女参画課	男女共同参画庁内推進委員会幹事会を開催 ・目標1回	幹事会開催に代えて、幹事に対し第3次諫早市男女共同参画計画の進捗状況を文書により報告を行った。	
Ⅳ 推進体制の整備・強化	12 推進体制の整備・強化	(1)推進体制の充実	76	諫早市男女共同参画審議会の設置	男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議を行うため男女共同参画審議会を設置し、計画を推進する。	人権・男女参画課	男女共同参画審議会を開催	審議会を1回開催
			77	拠点施設の充実	諫早市男女共同参画推進センター「ひと・ひと」をあらゆる男女の問題解決に向けての意識を育てる場・情報の発信の拠点として、施設の充実を図る。	人権・男女参画課	男女共同参画へ取り組む団体への設備の提供や男女共同参画推進センター利用者へ男女共同参画に関する情報にアクセスできる機会の提供に努める。	同センターの部屋別利用者は次のとおり ・多目的ルーム 707人 ・料理講座室 120人 ・会議室 216人 ・談話ホール等 55人
			78	男女共同参画に関する相談の充実	男女共同参画に関する市民等からの相談や苦情に対し適切な処理を行う。	人権・男女参画課	男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害等の相談や男女共同参画推進に影響を及ぼすと認められる市全般の施策に関する苦情があった場合、適切に処理する。	苦情相談無し ※苦情相談があった場合は、適切に対応できるよう相談体制の整備に努めている。